

建設関連業務に係る予定価格の設定等に関する要領

平成23年4月1日企財第15号

(趣旨)

第1 この要領は、建設関連業務に係る山田町財務規則(昭和42年山田町規則第36号。以下「規則」という。)第119条(規則第123条において準用する場合を含む。)及び第124条の2に規定する予定価格の設定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「建設関連業務」とは、建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する規程(平成23年山田町告示第31号の2)第2条に定める建設関連業務をいう。

(予定価格の設定方法)

第3 予定価格は、委託契約を締結しようとする建設関連業務の設計額とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、別に定めるところにより予定価格を定めることができるものとする。

3 前項の規定により予定価格を定めようとするときは、当該予定価格に係る建設関連業務の適正な履行が確保されるよう特に配慮しなければならない。

(予定価格調書の作成)

第4 町長は、第3の規定に基づき、予定価格調書(別記様式)を作成するものとする。ただし、規則第129条第1号の規定により建設関連業務の委託契約に係る契約書の作成を省略するときは、この限りでない。

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

予 定 価 格 調 書

委 託 業 務 名		
委 託 場 所		
予 定 価 格	税込み	税抜き（入札書比較価格）
	金 円	金 円
最低制限価格	税込み	税抜き（入札書比較価格）
	金 円	金 円
設 計 額	税込み	税抜き
	金 円	金 円
<p>上記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">職氏名 印</p>		